

職 員 各 位

総務部長 久世 賢治

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化について（通知）

標記の件について、関東・中部・関西圏をはじめとする都市部において新型コロナウイルス感染拡大が続いており、福岡県内においても1日当たりの感染者数が増加傾向にあります。

緊急事態宣言の再発令はなされていないものの、このような事態の発生を踏まえ、職員の感染拡大防止対策を下記のとおり強化することといたしましたので、通知します。

所属長におかれましては、本通知を所属内の全職員に周知いただくとともに、各職員におかれましては、下記の内容を遵守し、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めていただくよう、お願いします。

記

1 職員の出張について

- 福岡県内の出張等については、すべて公用車で行うこと。なお、真にやむを得ない用務の場合に限るものとする。
- 福岡県外への出張等については、真にやむを得ない用務を除き、原則として禁止する（当面見合わせる）。なお、出張等を行う場合は、事前に所属部署内の起案（部長決裁）及び人事課への合議を行うこと。
- オンライン会議やメール・書面でのやり取り等、他の手法で代替が可能である場合は、極力その手法で対応すること。

2 私事の旅行について

- 私事による旅行についても、感染拡大地域への旅行は、当面の間、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に旅行する場合は、必ず事前に所属長に報告すること。

3 1及び2の補足

- 公務又は私事に関わらず、感染拡大地域に行く場合は、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗等の感染の危険性が高い場所は可能な限り避ける等、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うとともに、特に繁華街への外出や「接待を伴う飲食店」に行く等、不要不急の行動は絶対に行わないこと。

4 勤務時間外の行動について

- 現在の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、会食・会合については、当面の間、自粛すること。また、各所属の懇親会等については、感染者が発生した場合、組織運営に著しく支障をきたすため、当面の間、厳禁とする。
- 日常生活においても、手洗いの徹底やマスクの着用（飛沫感染の防止）をはじめとする、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動に努めること。

職 員 各 位

総務部長 久世 賢治

新型コロナウイルス感染症に係る休暇の取扱いについて（通知）

標記の件について、「特別休暇の取得」を令和2年5月31日をもって終了しておりましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、職員本人が感染者もしくは濃厚接触者になる、又は、臨時休校及び保育所等の登園自粛要請が行われた場合等について、下記のとおり特別休暇を取得できることといたしますので、通知します。

なお、今後の国の動向及び新型コロナウイルス感染拡大による再度の緊急事態宣言等によって本通知内容に変更等が生じた場合は、適宜通知を行います。

記

1 特別休暇の取得

| No. | ケース | 休暇の種類 |
|-----|---|--|
| 1 | 職員が新型コロナウイルスに感染した場合 | 特別休暇（有給）（災害等出勤困難休暇） |
| 2 | 職員が濃厚接触者となった場合 （感染症の症状の有無によらない） | 特別休暇（有給）（災害等出勤困難休暇） ※ 濃厚接触者として指定されてから、PCR検査の結果が判明するまでの期間を原則とする。 ※ PCR検査で「陽性」となった場合は、それ以降をNo.1として取扱う。 |
| 3 | 感染症が疑われる同居の親族と接触した場合 | 特別休暇（有給）（災害等出勤困難休暇） ※ 最大14日の自宅待機 |
| 4 | 臨時休校及び保育所等の登園自粛要請による影響で、当該職員以外に子の養育を行うことができない場合 | 特別休暇（有給）（災害等出勤困難休暇） ※ 休校または登園自粛要請期間の範囲 |
| 5 | 感染症として法令により停留の対象となった場合 | 特別休暇（有給）（交通遮断休暇） |

2 その他

- (1) 上記以外の休暇につきましては、原則として「年次有給休暇」での対応となります。
- (2) 本通知は8月3日（月）から適用とします。それ以降、上記の理由について年次有給休暇を取得していた場合、特別休暇として振替処理をお願いします。
- (3) 特別休暇の申請は、「新型コロナウイルス対応特別休暇経伺票」にて行ってください。
- (4) その他、休暇の取得に関し、ご不明な点等ございましたら、人事課までご相談ください。